

所得税および復興特別所得税の確定申告について

■ 確定申告書の作成 ■

所得税および復興特別所得税の申告書の作成は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して自宅などから申告ができます。

「確定申告書等作成コーナー」では、パソコンのほかスマートフォンを用いて申告書が作成できます。

青色申告決算書や収支内訳書がスマートフォンで作成可能なほか、スマートフォンのカメラ機能で給与所得の源泉徴収票を取込することで、金額や支払者情報などを自動で入力できます。

マイナンバーカードを利用してマイナポータルと連携することで、給与所得や公的年金などの源泉徴収票、医療費やふるさと納税などのデータが申告書に自動で入力されます。(給与所得の源泉徴収票はお勤め先から税務署にe-Tax^{イータックス}で提出された場合に連携対象となります。)

また、マイナンバーカードをスマートフォンで読み取らなくても申告書の作成・e-Tax送信が可能となりました。(androidのみ対応、ご利用時にスマートフォンでマイナポータルからスマホ用電子証明書の利用申請・登録をする必要があります。)

マイナンバーカード方式	ID・パスワード方式
<p>(必要なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード (署名用電子証明書などの暗証番号) ・マイナンバーカード読取対応のスマートフォン または ICカードリーダー 	<p>(必要なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務署で発行したIDおよびパスワード <p>※ID・パスワード方式は暫定的な対応となりますので、お早めにマイナンバーカードを取得していただくようお願いいたします。</p>

確定申告書等作成コーナーは
こちらから↓



作成コーナー

検索

申告書の作成方法は
YouTube動画でも紹介しています↓



確定申告 動画



検索

税務署から国税に関する相談のお知らせ



税務職員ふたば

国税庁ふたば

検索

チャットボットから、所得税の確定申告、個人の消費税の確定申告などに関する相談ができます。

タックスアンサー

検索

よくある国税の質問に対する一般的な回答が調べられます。



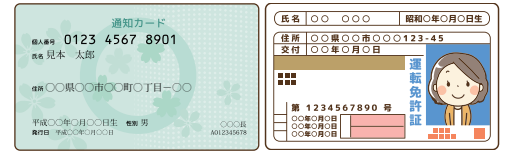
チャットボットは、こちらからも利用いただけます!

確定申告に必要なもの

1 マイナンバーカード

持っていない人は下記2点をお持ちください。

- ① 番号確認書類1点 (通知カード、マイナンバー入りの住民票など)
- ② 本人確認書類1点 (運転免許証など)



2 マイナンバーカードの署名用電子証明書などの暗証番号

※確定申告会場 (電気文化会館) およびスマートフォン申告会場 (東郷町役場) では、基本にご自身のスマートフォンで申告書の作成を行います。来場の際には、事前にマイナポータルアプリをインストールのうえ、マイナンバーカードの発行時に設定した、次の暗証番号が必要になります。

- ・署名用電子証明書 (英数字6桁～16桁)
- ・利用者証明用電子証明書 (数字4桁)

3 e-TaxのIDとパスワードの分かるもの (すでに取得している人のみ)

平成30年1月以降に役場の申告相談会場でパソコン (e-Tax) を利用して申告した人は、お持ちになるとスムーズに申告できます。

※税務署が発行したIDおよびパスワードを利用してe-Taxで申告することもできますが、ID・パスワードによるもの (申告) は暫定的な対応となりますので、お早めにマイナンバーカードを取得していただくようお願いします。

4 所得金額を証明する書類

給与や年金の源泉徴収票 (原本)、事業の青色申告決算書または収支内訳書・帳票書類など

5 申告者本人の通帳 (還付を受ける人のみ)

6 控除額を証明する書類 (控除を受ける人のみ)

7 その他

確定申告の必要書類は申告内容によって異なります。詳細については国税庁ホームページ、チャットボットで確認していただくか、昭和税務署 (☎052-881-8171) へお問い合わせください。

◆ 電気文化会館 (税務署開設分)

所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税、地方消費税、贈与税の申告を受け付けます。

・申告受付

とき 2月17日 (月)～3月17日 (月) の平日および3月2日 (日) 午前9時15分～午後5時

ところ 電気文化会館5階 (名古屋市中区栄二丁目2-5。地下鉄伏見駅4番出口から徒歩2分)
※会場には駐車場がありません。公共交通機関でお越しください。

受付方法 会場への入場には、「入場整理券」が必要です。入場整理券は、当日会場での配付とLINEを通じたオンライン事前発行があります。なお、入場整理券の配付状況に応じ、後日の来場をお願いすることもあります。当日の入場整理券の配付は午後4時までです。(午後4時よりも早く配付終了する場合があります。)

国税庁LINE公式アカウントはこちら



・住宅借入金等特別控除の説明会

とき 2月12日 (水)～14日 (金) の3日間 午前9時15分～午後5時

※ところと受付方法は上記と同様です。

※確定申告会場 (電気文化会館) では、基本にご自身のスマートフォンで申告書の作成を行います。

※来場の際は、事前にマイナポータルアプリをインストールのほか、源泉徴収票などの申告の作成に必要な書類、スマートフォン、マイナンバーカード (発行時に設定した署名用電子証明書 [英数字6～16桁] と利用者証明用電子証明書 [数字4桁] のパスワードが必要です) をご持参ください。

※2月17日 (月) から3月17日 (月) の期間中は、税務署内での申告書の作成指導は行いません。

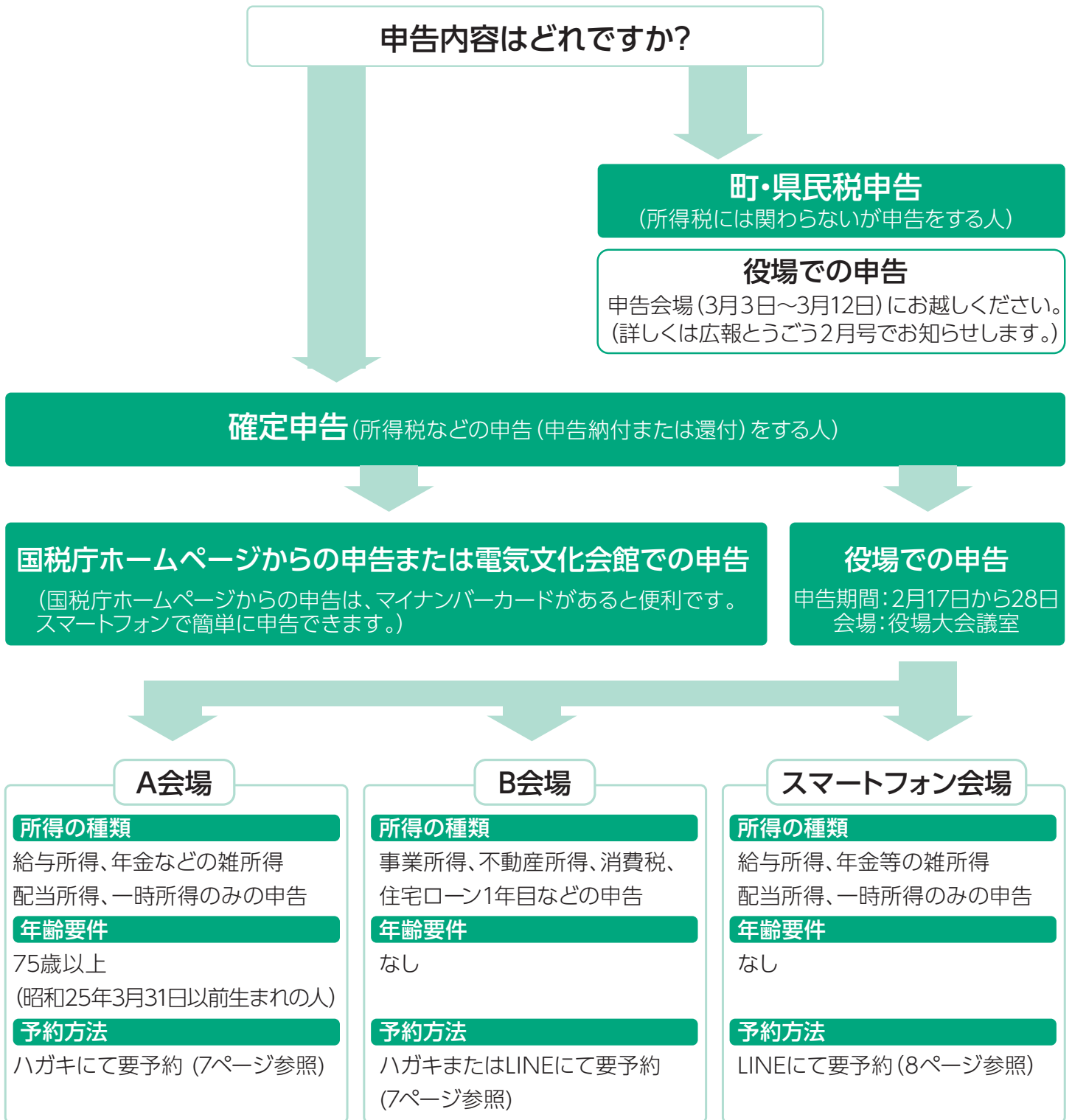
※2月14日 (金) より前における税務署での申告相談についても、事前予約または入場整理券が必要です。

事前予約方法 1月6日 (月) から1月31日 (金) は電話予約のみ

2月3日 (月) から2月14日 (金) は上記受付方法と同様です。

確定申告会場について

収入や控除について申告をする場合、下記のフローチャートで、ご自身の申告方法をお確かめください。



※贈与税、土地・株式等譲渡所得の申告は役場では受け付けできませんので国税庁ホームページからの申告
または電気文化会館での申告をしてください。

※役場での申告は、令和6年分のみ受付します。



役場の申告会場は、事前予約が必要です。

7～8ページの予約方法を参照し、期限までにお申し込みください。

(東郷町在住の人のみ申し込み可能です。)

※申告会場は混雑します。ご自宅などからでも申告できるe-Taxなどでの申告が便利です。

A会場・B会場の予約について

申告期間 2月17日(月)～2月28日(金) ※土日祝を除く。

会場 役場2階大会議室

※3月1日以降は税務署が開設している申告会場(電気文化会館)のみとなります。

対象 **A会場** 所得が給与所得、年金などの雑所得、配当所得、一時所得のみに該当する人で、
来場し申告される人が75歳以上(昭和25年3月31日以前生)の人

B会場 事業所得、不動産所得、消費税、住宅ローン控除1年目などを申告する人

※申込者多数の場合は、事業所得、不動産所得、消費税などの申告がある人を優先することがあります。

予約方法 **A会場** ハガキでの申し込み

B会場 ハガキまたは町公式LINEでの申し込み

※A、B会場ともに窓口・電話での受付はできません。

東郷町
LINE公式
アカウントは
こちら



申込期間 1月6日(月)～1月23日(木)

ハガキの場合、1月23日(木)消印有効、LINE申し込みの場合、1月6日(月)午前9時から開始

その他 申込結果については、ハガキ、LINE申し込みともに2月3日(月)頃文書にてお知らせします。

2月7日(金)までに申込結果の返信が届かない場合は、次ページ記載の税務課へご連絡ください。

ハガキ申し込みの書き方

表

切手	郵便はがき
	4700198
	東郷町役場
	(住所記載不要)
	税務課行

裏

①申告者の氏名
②生年月日
③住所
④日中連絡できる電話番号
⑤会場区分
⑥申告する所得
⑦都合が悪い日(5日まで)

【注意事項】

- ・申し込みはハガキ1枚につき、1人とします。
- ・鉛筆や消えるボールペンでの記入はおやめください。
- ・申込者多数の場合は抽選とさせていただきます。予約ができない場合もありますので、ご了承ください。

- ⑤会場区分: 「A会場」または「B会場」を記入してください。
- ⑥申告する所得: 申告する所得の種類等を記入してください。(例) 年金、不動産所得、住宅ローン控除1年目を申告する場合、「年金」、「不動産」、「住宅ローン控除1年目」と記入。
- ⑦都合が悪い日: 期間内で都合の悪い日がある場合は、その日はずして調整しますので、最大5日まで記入してください。

■ スマートフォン会場の予約について ■

以下の日程で、ご自身のスマートフォンを使って確定申告を作成するサポートを行います。

申告期間 2月17日(月)～2月28日(金) ※土日祝を除く。

会場 役場2階 大会議室
※3月1日以降は税務署が開設している申告会場
(電気文化会館)のみとなります。

対象 所得が給与所得、年金などの雑所得、配当所得、一時所得
のみに該当する人
※配当所得を申告する場合、予約できる日が限られます。
詳しくは、町ホームページをご覧ください。

予約方法 2月3日(月) 午前9時から、東郷町公式LINEで予約の受
け付けを開始します。
予約枠が埋まり次第、受け付け終了です。



東郷町のLINE公式アカウントを友達追加してお待ちください。
具体的な予約方法については町ホームページを参照してください。

※ハガキでの予約は受付できません。

※スマートフォン(読み取り機能付き)、マイナンバーカードをお持ちで、
署名用電子証明書用の暗証番号がわかる人、マイナポータルアプリを
ダウンロードした人のみ予約ができます。

東郷町
LINE公式
アカウントは
こちら



(問い合わせ) 所得税の確定申告、贈与税・消費税の申告について
▶昭和税務署 ☎052-881-8171 ※音声案内に従い、用件に応じた番号を押してください。
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901
役場申告会場について
▶役場税務課 代表☎0561-38-3111 (内線2177・2178)、直通☎0561-56-0724

■ 障害者控除対象者認定書の送付 ■

65歳以上で要介護認定を受けている人は、所得税の申告などで障害者控除の対象となる場合があります。
対象者には、1月下旬に認定書を送付しますので、確定申告などの際にこの認定書(コピーも可)を添付してくだ
さい。

対象 令和6年12月31日現在(年の途中で死亡した場合は死亡日)、次の全てに該当する人
①要介護1～5(要支援2でも対象になる場合があります)②満65歳以上

その他 認定書記載の障害区分(普通障害、特別障害)に変更がなければ、以前の認定書でも申告できます。
ただし、今回送付する認定書は令和6年分の申告用です。過去の分を申告する場合は、以前の認定書
を使用するか、高齢者支援課で認定書の再交付を受けてください。

(問い合わせ) 高齢者支援課 介護保険係 ☎0561-56-0735

■ 保険税、保険料の納付済額を送付 (ID:12315) ■

令和6年中に納付いただいた国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済額をお知らせする
はがきを1月下旬に送付します。確定申告や住民税の申告にご利用ください。

(問い合わせ) 債権管理課 管理係 ☎0561-56-0726